

2 工事検査受検の実務

⑬ 一 足場等の撤去と中間検査

工事検査通信 No.13

発行：H28年7月6日

出納局 工事検査課



主任、
「渡り橋」の足場撤去のことなんですが、
工事検査前に、撤去していいんですか？

あれ、もう完了するの？



いいえ、まだ下塗りも始まってません。
ナイス工業の橋本さんが、『足場を撤去する前に、
工事検査受けてたい』って言っていたんです。

それ、正解だね。
足場が無かったら、塗膜厚も測れないよね。



でも、足場撤去しないと工事の完了になりませんよ。
契約には、撤去も入っていますから。

それも正解だね。
『足場が残ってるままでは、
竣工検査には、ならない』ってことだね。
だけど、監督員が工事検査に必要なと判断すれば、
残せないこともないよ。



え？
結局、どっちなんですか？

共通仕様書では、監督員の指示で、
『工事検査用に残しても良い』となっている。
だから監督員、つまり発注者の判断なの。
普通は、完成後の作業で事故があると困るから、
残したままで竣工検査を受ける判断は、してないんだよ。



すると、全ての足場を撤去して、
竣工検査を受けた方がいいですね。

検査路でも無い限り、直接検測できないんだから、
十分な資料が無くて確認できないときは、
不適合になっちゃうよ。



それは、リスクですね。
そうすると、足場が残った状態で
竣工でない検査を受けるしかないですか？
竣工検査でないと、何になりますか？

「一部竣工検査」か「既済部分検査」か「中間検査」だね。



検査の種類は、4つもあるんですね。

確かに。状況とか目的の違いがあるからね。
前に、工事検査項目の話をしたときに、
『検査の種類で違うんだ』って説明しただろう。
支払いのこともあるしね。





支払いは、
足場撤去の後で、構わないそうです。

そうすると、中間検査か？
中間検査は、竣工検査時に出来形と品質の確認が
難しい場合に行うことになっていて、支払いは無いんだよ。



主任、足場を設ける工事は、
全て中間検査を行うんですか？

全部が全部やるんじゃないんだ。
工事全体の中で、部分的だったり、
工事用の足場でなくて
検査用の簡易な足場で済むようなときは、やることないよ。



分かりました。
中間検査の請求をすることを、橋本さんに話します。

いずれにしても、不適合にならないように、
良く見ておきなさい。



『不適合』って、話は聞いたことがあるんですが、
良く分かりません。

それは、次回にしよう。



●本日のポイント

竣工検査時に出来形、品質の確認が困難となる工事では、中間検査を活用してください。

特に足場を撤去すると確認が困難な工事では、足場撤去前に受けましょう。

また、工期が長期（1年以上）の工事でも活用して品質確保を図りましょう。

【関係資料】

- ・中間検査実施要領 第3条

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/117182.pdf>

- ・工事検査の種類と検査項目について

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/129792.pdf>

【登場人物の設定】

○福島県出先の某発注機関

○受注者



: 的丸(ママル) 主任

- ・ 渡り橋
ナイス工業
橋本現場代理人



: 浩二(コウジ) 技師